平成２２年（フ）第３０７号
長崎県西海市西海町太田和郷1213番地１
破産者　山口　富雄
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
宮城県気仙沼市本吉町前浜220番地２
破産者　畠山さおり（旧姓高木）
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４９号
宮城県気仙沼市唐桑町欠浜114番地２
破産者　鈴木　良子
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第７１９５号
大阪府吹田市千里山竹園２丁目23番212号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山竹園２丁目23番211号
破産者　本池　修児
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４００号
札幌市北区篠路４条４丁目６番８号　Ｆビル301号
破産者　小松　利一
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１号
仙台市青葉区東勝山２丁目17番15号
破産者　阿部　勝人
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１６号
仙台市若林区六郷９番５号
破産者　中川　栄子
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９５号
宮城県岩沼市下野郷字竹ノ内136番地
破産者　鈴木　秋男
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２７号
仙台市宮城野区宮千代１丁目32番地の10
破産者　小玉　島子
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山４丁目４番22―707号　県営アパート２号棟707号
破産者　加藤　　優
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
茨城県猿島郡境町大字金岡334番地
破産者　中村　一男
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８９５１号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目５番１―905号
破産者　橋爪　壽久
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８号
大阪府貝塚市名越808―15、開始決定時の住所大阪府貝塚市三ツ松2140番地72号、開始決定時の前住所大阪府貝塚市橋本39番地の18
破産者　岡　　孝行
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９９号
大阪府泉佐野市湊３丁目４番19号、前住所大阪府泉佐野市中庄1840番地の35
破産者　谷村　裕夫
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９５９号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番１―106号、前住所大阪府和泉市和気町２丁目３番６―1105号
破産者　仲尾　　護
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８７号
大阪府和泉市富秋町２丁目22番33号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目５番52号
破産者　石田　　暢
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１７０９号
神戸市西区天王山28番地の３
破産者　吉川　満江
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０２号
神戸市灘区城の下通２丁目４番22号　201
破産者　畑中　浩次
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２５号
神戸市垂水区学が丘３丁目３番２―504号
破産者　白鳥　　進
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部